

# 黒塗りじゃわかりません！ 何も隠さず全開示を！！

第4回口頭弁論 2017年1月27日(金)13時40分

803号法廷(東京地裁8階)に集まろう！

## <第3回 報告>

2016年12月9日、第3回口頭弁論がありました。ご支援をありがとうございました！！

東京都は、

- ・ 都立病院の精神科救急では、慣行で医師や職員の氏名を知らせていないから。
- ・ 緊急措置診察の内容は、東京都知事への報告だけで足りるので本人又は家族に知らせる義務はないし、カルテを記載する義務もないから。
- ・ 緊急入院を決定した時の病状を本人へ知らせると、被害関係妄想が強まるおそれがあるし、病院の業務遂行に支障を来すおそれがあるから。

などと、これまでと同じように条例や慣行の説明を繰り返しました。

さらに、Aさんに「被害関係妄想が有る」という不確かな前提の上で、開示すれば自傷他害をするかのような「おそれ」を述べて、Aさんの知る権利を侵害し続けています。

裁判官はAさんへ「反論は当然あると思うので、書面で主張していただきたい」と言って、次回の期日が決まりました。

緊急措置入院を決定した都立病院には、指定医の資格を不正に取得した医師が複数いること、その氏名も報道されています。

Aさんは今回の準備書面でも1つ1つ、丁寧かつ具体的に反論して、証拠とともに提出しました。

みなさまの関心が大きな力になります。

引き続き支援の傍聴をよろしくお願いいたします！

【背景】(\* 以下【背景】と A さんからみなさんへのメッセージは、前回のリーフレットと同じ内容です)

A さんは子どもの頃から家族による精神的、身体的な虐待を受けてきました。A さんが家庭内の嘘や問題を明らかにしようとするたびに、家族は精神科医と結託して精神疾患に結び付け、本人に内緒で薬をジュースに混ぜる、関係者と口裏を合わせて騙す、事実を黙らせるなどの対応を続けました。

措置入院の少し前には、家族は A さんについて「治安を乱さないように、しかるべき対応を講じるべきだというアドバイスを医師から受けている」ということを親戚へ話していました。措置入院はその延長上にあると思われます。事実関係の確認は、A さんの生活に欠かせない重要な事柄であり、権利です。

A さんは、措置入院決定後、54 日間入院した民間の病院に対しても診療録の開示請求を行い、そこでは医師等の職員名を含むすべてが開示されています。その診療録や、普段通院している病院の診断書も証拠として提出しました。また、開示に同意する旨の、家族の同意書も提出し「かようなおそれはない」と主張して、2016 年 6 月、一部非開示決定の取消しを求めて提訴しました。

これまでの間、東京都は条例を繰り返し述べるだけで、なぜ一部非開示なのかの説明をしていません。合理的な理由がないまま、安易かつ差別的に開示を拒むことは許されません。みなさまの関心が大きな力になります。ぜひ支援の傍聴をお願いいたします。

#### 第 4 回口頭弁論

2017 年 1 月 27 日(金) 13 時 40 分 東京地方裁判所 803 号法廷

~~~~~ A さんからみなさんへ メッセージ ~~~~~

私の身に起きた出来事は、そもそも、当初から現在に至るまで、家族や他人(医療者等を含む)と私の中で起きた問題です。関係者の都合等で、事実を歪め、本来あるべき問題の解決から遠ざけ、そのことで苦しんで身動きが取れない状態像だけを切り取り、診断名をつけて投薬ないし拘禁することまで、現在でも医学とされたり、当然の医療とされたりしています。福祉サービスやピアなど、医療と隣接する領域も、結局は、おおむねそうした考え方を前提とするものです。今までどこで何をやっても、人間的で本来的な解決の道を歪められ、何もかもが、ますますややこしくこじれるばかりでした。本当に余りにもでたらめすぎます。こんなでたらめが、いつまでまかり通るのでしょうか？世の中はいつまで是認し続けるのでしょうか？30 年前、自ら精神科を受診してしまって以来、医療の名の下、あまりにも歪められた渦中におかれ続け、私はその歪みの圧力に対して持ち堪えるのが精いっぱい、生きた心地がしたことはありません。その渦中から、本当の意味の脱出をしようと私は思っています。どうかご支援をよろしくお願いいたします。

発行 DPI 障害者権利擁護センター

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-11-8 武蔵野ビル5階

電話 03-5282-3137、FAX 03-5282-0017

e-mail kenriyogo@dpi-japan.org

お問い合わせ 担当:西田(ニシダ)